

中川事務所新聞

第 1 3 7 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【再びリスク管理について】

業務上の従業員の死亡・傷害については、経営者はその責任を逃れることはできません。それをカバーするための最低限の対策は労災保険です。労災保険は原則としてすべての事業者に参加義務があります。

労災事故が発生した場合、現実的には労災保険ですべての損害をカバーするには無理があります。そのため、各事業者は任意で対策を講じます。まずお勧めするのが日本フルハップです。掛金は一人当たり月額1500円で、保険機能に加えて職場の環境整備に対して助成を受けられます。



次に民間の損害保険会社や職域団体等の保険があります。これには様々な種類がありますが、お勧めは東京海上日動の「超ビジネス保険」です。これは必要な補償を好きなように組み合わせさせて自社の実態に応じた保険設計が可能です。

死亡や傷害の現実を見るにつけ、保険のありがたみを感じるとともに、もしこれが無かった場合の恐怖も感じます。

【熱中症が発症したら】

暑さ真っ盛りです。身近なところで万一熱中症患者に遭遇した場合の救急手当の方法は次の通りです。

涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などへ移す。

衣類を緩めて（場合によっては脱がせて）、体からの熱の放散を助ける。

うちわ、扇風機の風に当た

り、氷嚢などがあればそれを首、脇の下。足の付け根に当てる。

水分や塩分を摂らせる。

落ち着いて冷静に対処しましょう。

【8月の事務予定】

- ・ 8月決算法人期末実地棚卸
- ・ 5月決算建設業決算変更届
- ・ 6月決算法人確定申告&納税
- ・ 12月決算法人中間申告&納税
- ・ 墓参り、夏休み

夏季休業のお知らせ

8/12～16は夏季休業とさせていただきます。



知ってお得！？法律雑学

Q. 暑いのでサンダルでスクーターに乗っていたら警察に捕まりました。何が悪いのでしょうか？

A. 道路交通法71条6号に基づき、各都道府県が運転者の順守事項を定めています。兵庫県では、道路交通法施行細

則9条7号において、「げた、その他安全な運転に支障のあるものを履いて、自動車又は原動機付き自転車を運転しないこと」と定められています。

サンダルが支障のあるものになるか明確ではありません。納得いかなければ違反切符に

サインせず、裁判で決着をつけるという手もあります。勝ち目は？ですが。



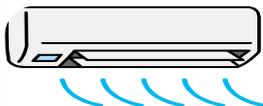
経営談義

【正しい日本語使ってますか？】

夏休み企画として誤りがちな日本語表現を集めてみました。日本経済新聞社のアンケートによる集計です。

慣用句部門（誤り 正解）

- 1位 間が持たない 間が持てない
- 2位 足元をすくわれる 足をすくわれる
- 3位 声をあらげる 声をあらげる
- 4位 采配を振るう 采配を振る
- 5位 新規巻き返し 新規蒔き直し



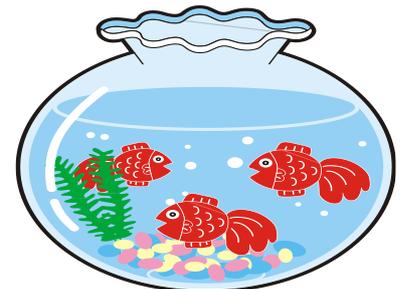
- 6位 しかめつらしい しかめつめらしい
- 7位 怒り心頭に達する 怒り心頭に発する
- 8位 押しも押されぬ 押しも押されもせぬ
- 9位 熱にうなされる 熱に浮かされる
- 10位 眼鼻が利く 眼端が利く

読み方部門（誤り 正解）

- 1位（一世一代） いっせい一代 いっせ一代
- 2位（綺羅星の如く） きらぼしのごとく きらほしのごとく
- 3位（上意下達） 上意げたつ 上意かたつ
- 4位（素読） すどく そどく
- 5位（十指に余る） じゅっしに余る じっしに余る

- 6位（舌鼓を打つ） したづつみを打つ したつづみを打つ
- 7位（斜に構える） はずに構える しゃに構える
- 8位（代替案） だいがえ案 だいたい案
- 9位（あり得る） ありえる ありうる
- 10位（年俸） ねんぼう ねんほう

時代とともに誤りが正解に変化することもあるようですが、恥をかかないように気を付けましょう。



最近ではアイドリングストップ車がずいぶん増えましたが、真夏にそういう車に乗ると、車内温度が上がりがちになって体力の消耗が激しくなります。環境のためにはそれも我慢なのでしょうかね。

摩訶不思議です。の歳になっても運動能力が上がるどころが人体の

思うところあって昨年の秋ごろから腹筋と背筋を鍛え始めました。最初は二十回が精いっぱいでしたが、気長にトレーニングを続けていたら、ついに百回できるようになりました。私は今月で四十八歳になります。この

あじがわ

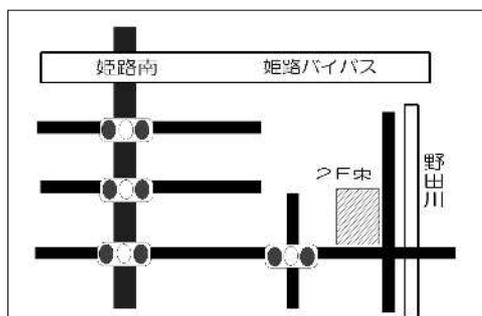
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp